

ETC カード特約（共同利用型）

第1条（定義）

1. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社又は都道府県市町村である道路管理者のうち、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）と ETC 決済契約を締結した者で、当社が指定する者とします。
2. 「ETC システム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器に ETC カードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステムとします。
3. 「ETC カード」とは、ETC システムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有する IC カードとします。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置とします。
5. 「路側システム」とは、ETC システムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置とします。

第2条（ETC カードの貸与と取扱い）

1. 当社は、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」という）のうち当社が指定するカードの法人会員が、本特約と当社が定める会員規約（以下「会員規約」という）を承認の上所定の方法で申込みをし、当社が適格と認めた法人会員を ETC カード法人会員（以下「会員」という）とします。
2. 会員規約第2条に定める管理責任者は、カード利用単位に所属し当社からカードの発行を受けているカード使用者の中から、ETC カードの利用単位（以下「ETC 利用単位」という）毎に ETC カードの利用代金を支払うカードの使用者を1名指定して所定の方法で当社に届け出るものとし、当社が適格と認めた方を ETC カード支払責任者（以下「支払責任者」という）とします。なお、管理責任者は、支払責任者の届け出にあたり、支払責任者本人に本特約及び会員規約の内容を示し、理解をさせた上で承認を得るものとし、
3. 管理責任者は、ETC 利用単位に属する役員・従業員（支払責任者を含むものとする）の中から ETC カードを社用に利用する方（以下「使用者」という）を指定するものとします。
4. 当社は、会員に ETC カードをカードに追加して発行し、貸与します。また、会員及び使用者は、善良なる管理者の注意をもって ETC カードを使用し、管理するものとします。

1. ETC カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員、支払責任者及び使用者は、連帯してその利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。但し、支払責任者は、自己のカードで利用代金を支払う全ての ETC カードの利用代金について会員と連帯して支払の責を負うものとします。会員、支払い責任者および使用者は、当社から会員、支払い責任者および使用者のいずれかに対する履行の請求が、他の者に対しても効力を生じるものとするに同意します。
2. 会員及び使用者は、ETC カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し最寄警察署に届け出るとともに、当該 ETC カードのカード番号を記載した書面による所定の届けを当社に提出するものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、当該の ETC カードのカード番号を当社への電話で連絡することにより届け出ることでもあります。
3. 当社は、ETC カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるかと判断した場合、当社の任意の判断で ETC カードを無効登録できるものとし、会員及び使用者は予めこれを承諾するものとします。

第9条（会員保障制度）

1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員及び使用者が ETC カードを紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条第2項の警察並びに当社への届け出がなされたときは、これによって会員、支払責任者及び使用者が被る ETC カードの不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、ETC カードの入会日からカードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。
 - (1) 会員又は使用者の故意若しくは重大な過失に起因する損害。なお、会員又は使用者が ETC カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員又は使用者に重大な過失があったものと見なします。
 - (2) 損害の発生が保障期間外の場合
 - (3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、ETC カードの受領に関しての代理人による不正利用に起因する場合
 - (4) 会員が本条第4項の義務を怠った場合
 - (5) 紛失・盗難又は被害状況の届けが虚偽であった場合
 - (6) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
 - (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - (8) その他本特約及び会員規約に違反する使用に起因する損害
4. 会員は、損害のてん補を請求するときは、損害の発生を知った日から30日以内に当社がてん補に必要と認める書類を当社に提出するとともに、当社又は当社の委託を受けた者

2. ETC カードの再発行により ETC カードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する登録型割引制度（以下「登録割引制度」という）を利用する会員又は使用者は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続き完了するまでの ETC カードの利用が登録割引制度の対象とならないことを予め承諾するものとし、当社は、ETC カードの利用が登録割引制度の対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（利用停止措置）

当社は、会員又は使用者が本特約若しくは会員規約に違反した場合又は ETC カード若しくはカードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合、会員又は使用者に通知することなく ETC カードの利用停止措置をとることができるものとし、会員又は使用者は予めこれを承諾するものとし、当社は、ETC カードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

第 15 条（免責）

1. 当社は、会員及び使用者に対し、事由の如何を問わず、道路上又は料金所での事故、ETC システム及び車載器に関する紛議に関し、これを解決し若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。
2. 会員は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ず ETC カードの作動確認を行なうものとし、作動に異常がある場合には、ETC カードの使用を止め、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、ETC カードの機能不良に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、登録型割引制度を含む道路事業者が提供する各サービスに関して、会員及び使用者が被った損失、損害について責任を一切負わないものとします。

第 16 条（特約の変更、承認）

本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、又は新特約を送付した後に ETC カードを利用したときは、変更事項又は新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第 17 条（利用規定の遵守）

会員は、道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を遵守し、ETC カードを利用するものとします。

第 18 条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

（2018 年 10 月改定）